

児童虐待の早期発見にご協力を！

～あなたの通報で救われる子供がいます～

虐待を受けたと思われる子供を見つけた時や、ご自身が出産や子育てに悩んだ時には、児童相談所（全国共通ダイヤル189）や市町の窓口に連絡してください。

☆緊急の場合には110番通報を！☆

子供からのSOSサイン

- 不自然なやけどやあざがある
- 服や髪の毛がいつも汚れている
- 食べ物への執着が強い
- 夜遅くまでひとりで遊んでいる
- 落ち着きがなく乱暴・動物虐待
- 表情が乏しく元気がない



児童虐待の4つのパターン

身体的虐待	養育の放棄・怠慢	心理的虐待	性的虐待
殴る、蹴る、首を絞める、やけどを負わせる、激しく揺さぶるなど	食事を与えない、ひどく不潔にする、車や家の中に長時間放置するなど	言葉による脅し、無視・拒絶的な言動、子供の前でのDV（配偶者暴力）など	児童への性的暴行、性的行為・ポルノ写真の被写体としての強要など

※ 法改正により、令和2年4月から、親権者などによるしつけ名目の体罰も禁止されています。

発見者には
通告義務が
あります



「児童虐待の防止等に関する法律」(抜粋)

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所等に通告しなければならない。

第7条 通告を受けた市町村、福祉事務所、児童相談所等は、通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

通告した方の
プライバシー
は守られます



11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です